

部長会議付議事案書（報告）

(令和4年1月31日)

提案課名 警防課

報告者名 加藤 和博

事案名	新東名高速道路一部供用開始（伊勢原大山ICから新秦野IC）に伴う出場区分について	資料 有
提案趣旨	新東名高速道路供用開始後の災害発生時における、本市と伊勢原市の出場区分を設定しますので報告するものです。	
概要	<p>1 概要（詳細は資料のとおり）</p> <p>高速道路で災害が発生した際の出場区分は、東名高速道路消防相互応援協定書により、インターチェンジ（以下、「IC」という。）間を基本として定められています。</p> <p>今年度供用開始予定の秦野丹沢スマートインターチェンジ（以下、「秦野丹沢SIC」という。）を活用することにより、本市の消防部隊等がいち早く、高速道路上の災害現場に駆け付け、被害を最小限に防止することが可能となります。</p> <p>このため、秦野丹沢SICを分岐点とする、本市と伊勢原市の出場区分を新たに設定するものです。</p> <p>2 出場区分</p> <p>(1) 本市出場区分</p> <p>ア 上り線 新秦野ICから伊勢原大山ICまで</p> <p>イ 下り線 秦野丹沢SICから新秦野ICまで</p> <p>(2) 伊勢原市出場区分</p> <p>下り線 伊勢原大山ICから秦野丹沢SICまで</p>	
経過	<p>令和2年 2月 秦野市、伊勢原市、小田原市、御殿場市・小山町消防本部の出動区分等について4消防本部、神奈川県及びネクスコ中日本と協議</p> <p>〃 1 1月 新東名高速道路の避難連絡通路及び緊急出入口等について4消防本部、神奈川県及びネクスコ中日本と協議</p> <p>〃 1 2月 秦野市、伊勢原市の東名高速道路消防相互応援協定書及び覚書等について伊勢原市と協議</p>	

経過	令和3年	2月	秦野市と伊勢原市の出場区分等について伊勢原市と協議
	〃	5月	秦野市と伊勢原市の今後のスケジュール等について伊勢原市と協議
	〃	12月	秦野市と伊勢原市と覚書の締結等について伊勢原市と協議
今後の進め方	1	令和4年2月	議員連絡会で報告
	2	〃 2月	伊勢原市と覚書の締結
	3	〃 3月	東名高速道路消防相互応援協定書一部改正依頼

新東名高速道路一部供用開始に伴う出場区分について

令和4年1月31日

消防本部警防課

1 背景

現在、高速道路での災害が発生した際、対応する消防部隊等は、インターチェンジ（以下、「IC」という。）から進入するため、東名高速道路消防相互応援協定書により、管轄区域はIC間を基本として定められています。

こうした中、高速道路の有効活用、利便性の向上及び地域の活性化等を目的に、高速道路の既存施設から一般道に出入りできるよう秦野丹沢サービスエリアにスマートインターチェンジ（以下、「SIC」という。）が設置されます。

これにより、従来のICからの進入ではなく、SICを活用することで、本市の消防部隊等がいち早く、災害現場に駆け付け、災害による被害を最小限に防止するため、SICを分岐点として、新たな出場区分を定めるものです。

2 出場区分

(1) 本市出場区分

ア 上り線 新秦野ICから伊勢原大山ICまで

イ 下り線 秦野丹沢SICから新秦野ICまで

(2) 伊勢原市出場区分

下り線 伊勢原大山ICから秦野丹沢SICまで

3 法的根拠

消防組織法

(市町村の消防に関する責任)

第6条 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。

(市町村の消防の相互の応援)

第39条 市町村は、必要に応じ、消防に関し相互に応援するように努めなければならない。

2 市町村長は、消防の相互の応援に関して協定することができる。

4 主な効果

- (1) 傷病者の救命率向上及び重症化の軽減
- (2) 災害現場への早期到着による被害の軽減
- (3) 効果的で安定的な消防力の投入

5 出場区分略図

